

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

避難が必要になったときにはまず「避難場所」へ、その後は「避難所」へと状況に応じて速やかに行動できるように心がけましょう！

指定緊急避難場所および指定避難所（収容避難所）一覧

No.	地区	名称	所在地	地図掲載場所		指定避難所（収容避難所）			指定緊急避難場所	対象とする災害の種類		
				地図番号	座標	第1次収容避難所	水害時第1次収容避難所	第2次収容避難所		地震	洪水	土砂災害
50	江刺	江刺カルチャパーク	杉ノ町	11	D-3				○	○	○	
51	江刺	根岸公園	岩谷堂字御所橋	11	D-1				○	○	○	
52	江刺	江刺愛宕地区総合運動場	愛宕字新川	11	B-4				○	○	○	
53	江刺	前中野公園	愛宕字前中野	11	D-4				○	○	○	
54	江刺	田原地区農村広場	田原字沢田前	16	C-2				○	○	○	
55	江刺	藤里地区総合運動場	藤里字上長沢	12	E-3				○	○	○	
56	江刺	伊手山村広場	伊手字西風	13	D-3				○	○	○	
57	江刺	米里地区総合運動場	米里字荒谷	9	D-1				○	○	○	
58	江刺	梁川地区総合運動場	梁川字藤渡戸	1	C-5				○	○	○	
59	江刺	広瀬地区総合運動場	広瀬字柿ノ木	3	A-4				○	○	○	
60	江刺	稲瀬農村公園	稲瀬字十文字台	6	E-2				○	○	○	

避難場所、避難所とは？

避難場所と避難所（正式には指定緊急避難場所及び指定避難所）については災害対策基本法に定められています。概要については以下の通りです。

避難場所（指定緊急避難場所）

火災・津波・洪水・土砂災害などの災害の種類に応じて定めた身の安全を守るための広場や高台です。

避難所（指定避難所）

立ち退き避難や災害発生などにより自宅に戻れない人が一時的に生活する施設です。

第1次収容避難所：災害発生時等において第1次に開設する避難所

水害時第1次収容避難所：水害発生時において第1次収容避難所を開設する事が困難な場合に開設する避難所

第2次収容避難所：第1次収容避難所に収容しきれない場合等において、第2次に開設する避難所

指定緊急避難場所および指定避難所（収容避難所）一覧の見方

指定避難所（収容避難所）のみで、重複なし

指定緊急避難場所と指定避難所（収容避難所）が一緒の所

指定緊急避難場所のみで、重複なし

第1次収容避難所の場合、塗りつぶし+太文字

水害時第1次収容避難所の場合、太い文字+青文字

No.	地区	名称	所在地
救	江刺	○○集会所	○○町字○○11-1
救	江刺	□□会館	□□町字□□22-2
救	江刺	△△寺	△△町字△△33-3
救	江刺	□□会館	□□町字□□22-2
救	江刺	□□会館	□□町字□□22-2

地図掲載場所		指定避難所（収容避難所）			指定緊急避難場所	対象とする災害の種類		
地図番号	座標	第1次収容避難所	水害時第1次収容避難所	第2次収容避難所		地震	洪水	土砂災害
10	A-3			○	○	○	○	

地図掲載場所には、該当する地図番号と座標が表記

その施設・場所が指定避難所（収容避難所）、指定緊急避難場所の何に該当するかを○で表記

その施設・場所が対象となる災害の種類（地震、洪水、土砂災害）に○で表記